

中部運輸局自動車交通部

令和2年12月14日 14時00分発表

連絡先：
中部運輸局 自動車交通部
自動車監査官 奥田、富田
TEL 052-952-8082
中部運輸局 静岡運輸支局
輸送・監査担当 風岡、大谷
TEL 054-261-1191

同時発表：静岡県政記者クラブ

乗合バス事業者を車両使用停止処分

中部運輸局は、下記事業者に対し車両使用停止処分を行いましたのでお知らせします。

記

1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者名：株式会社東海バス（代表取締役 眞野 大輔）
住 所：静岡県伊東市渚町2番地28号
営 業 所：伊東営業所（静岡県伊東市萩字梅畑1番1号）

2. 行政処分等の概要

処 分 日：令和2年12月14日付け 10日車（1両×10日間）
処分内容：事業用自動車の車両使用停止

3. 監査端緒

令和2年5月9日～31日の間の土曜日と日曜日（計8日間）、当該事業者が伊東市内で運行している路線バスについて、1系統8便を欠便したことを受け、当該事業者の伊東営業所に対し、監査を実施した結果、記4のとおり違反事実を確認。

4. 監査結果（法令違反内容及び違反条項）

監査の結果、以下の法令違反を確認

- ①事業計画（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、事業計画及び運行計画）に定めるところに従い、その業務を行っていなかった。
（道路運送法第16条第1項）

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分により付された違反点数 1点
当該事業者が付された累積違反点数 1点